

平成25年第7回教育委員会

臨時会会議録

平成25年10月18日

東久留米市教育委員会

平成25年第7回教育委員会臨時会

平成25年10月18日午前10時01分開会
市役所7階 701会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 東久留米市立小中学校施設使用条例、東久留米市立市民体育施設条例、東久留米市スポーツセンター条例及び東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼について
 - (4) 諸報告
 - ①平成25年第3回市議会定例会について
 - ②「平成24年度決算参考資料」及び「東久留米市の財政分析」について
 - ③平成26年度予算編成方針について
 - ④「教育目標・基本方針」及び「平成26年度（平成25年度分）点検評価報告書」について
 - ⑤「東久留米市教育振興基本計画（素案）」について
 - ⑥その他

出席委員（4人）

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ

（欠員1人）

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育長職務代理者教育部長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	稲 葉 勝 之
生涯学習課長	山 下 一 美
主幹（国体担当）	傳 智 則
図 書 館 長	岡 野 知 子
統括指導主事	末 永 寿 宣
指 導 主 事	大久保 順 子
指 導 主 事	宮 沢 英 輔

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時01分)

- 尾関委員長 これより平成25年第7回教育委員会臨時会を開会します。委員の定足数は満たしており会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は4番の松本委員にお願いします。
-

◎議案の変更・追加及び会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の変更、追加及び会議の進め方について、事務局から説明があります。
- 林総務課長 2点ありまして、1点目は議案第63号の件名が開催通知でお知らせした時と変更になったこと、2点目は議案第64号が追加となったことです。変更前の議案第63号の件名は「東久留米市立小中学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定依頼について」でしたが、その後の市長部局と調整により「東久留米市立小中学校施設使用条例、東久留米市立市民体育施設条例、東久留米市スポーツセンター条例及び東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼について」に変更になりました。また、人事案件の議案第64号の追加となったことと、先に議案第64号のご審議をお願いしたいと思います。
- 尾関委員長 議案第63号の件名が変更になったこと、及び人事案件の議案第64号が追加になり、先に審議するということがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。新しい日程をお配りします。

(新しい日程を配る)

◎会議録の承認

- 尾関委員長 10月1日に開催した第10回定例会の会議録をご確認いただきました。名取委員と矢部委員から訂正のご連絡をいただきましたが、そのほかはよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、第10回定例会の会議録は承認されました。

◎傍聴の許可

- 尾関委員長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 総務課長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 それでは人事案件終了後にお入りいただきます。(公開しない会議を開く)
(公開しない会議を閉じる)
-

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

- 尾関委員長 日程第2、「議案第63号 東久留米市立小中学校施設使用条例、東久留米市

立市民体育施設条例、東久留米市スポーツセンター条例及び東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育長職務代理人から提案理由の説明を求めます。

○東教育長職務代理人 「議案第63号 東久留米市立小中学校施設使用条例、東久留米市立市民体育施設条例、東久留米市スポーツセンター条例及び東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成25年10月18日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理人、教育部長、東淳治。提案理由ですが、東久留米市公共施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の改正に伴い、市立小中学校施設ほかの教育関連施設の使用料に係る関連条例も改正し、整備する必要があるためです。詳しくは総務課長及び生涯学習課長から説明します。

○林総務課長 総務課が所管する施設について説明します。次のページの「使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案）抜粋」をご覧ください。今回は全庁的な使用料条例の見直しに伴い改めるものです。次のページの新旧対照表をご覧ください。改めるのは主に料金表の部分です。現行の使用料のうち教室75円を100円に、体育館300円を500円に、校庭150円を300円に改めます。新たな金額についてですが、本来の積算で出した場合は教室については同額ですが、体育館は950円、校庭は500円となります。しかし、いずれも激変緩和措置に該当し体育館は500円、校庭は300円となっています。現行の条例にある夜間照明は旧市立第八小学校に設置されていたものですが、既に同校は閉校になっているため削除しています。なお、この使用料は現行の料金体系の中にも設けられていますが、実際には徴収していません。全て「免除」の扱いになっています。今回の改正に伴い、使用料減免の基準を設け、新たな考え方に基づいて実施していくこととなりますが、基本的な基準については現行と同様に考えています。つまり、社会教育関係団体等が使用する場合は現行どおり「免除」とします。また、現行の減免基準の中でしめされていない部分を明確したことについてですが、学校近隣の保育園や幼稚園が運動会等で使用する場合、自治会等が防災訓練等で使用する場合も「免除」で考えています。ただし、自治会が「自治会の会議で使いたい」という場合には100分の50の減額、半分の使用料をいただきたいと考えています。現行の施設使用条例に基づく申請については申し上げたような使用の仕方以外のもはないため、その他の使用の仕方があった場合にはこの料金をいただき、それ以外のもは現行の規定にある減免の取り扱いをする部分と、一部使用料をご負担いただく部分が出てくることとなります。例えば、現在の学校の校庭を使って野球やサッカーを行っている団体は減免基準により、今までどおりの取り扱いとなる方向です。

この条例は市全体での条例であるため、この改正により他の関係条例を整備していくというものです。11月の第4回市議会へ上程し、承認されれば来年4月1日からの施行となる予定です。

○山下生涯学習課長 続いて、生涯学習課が所管する施設について説明します。次のページの「東久留米市立市民体育施設条例の新旧対照表」の別表第1をご覧ください。運動広場3箇所とゲートボール場5箇所が追加となっています。これまでは運動広場とゲートボール場は「無料」でご使用いただいていたのですが、今回の見直しにより「有料」に改めることになりました。別表第2の改正案をご覧ください。青少年センターの場合は、これまでの単位時間

である午前・午後・夜間の3区分を1時間単位に改めます。料金は1時間当たり500円で、現行の「午前」の区分の場合は「午前9時から正午までの3時間」となり、1,500円となります。現行750円が1,500円という倍の金額になるところですが、激変緩和措置には該当しないため500円の料金設定になります。裏面をご覧ください。テニスコートは現行1面1時間200円を400円に改めます。こちらも倍増になりますが、激変緩和措置には該当しないため400円に改めます。運動広場はこれまで「無料」でしたが「有料」に改め、3箇所とも1時間当たり300円に改めます。ゲートボール場についてもこれまで「無料」であったものを、1面1時間200円に改めます。

続いて、「東久留米市スポーツセンター条例の新旧対照表」をご覧ください。今回は高齢者への配慮の点から、「個人使用（2時間）」のうち「中学校生徒以下及び65歳以上」の部分の見直しを図られ、「65歳以上」を「60歳以上」と枠の拡大を行っています。これは全庁的な各施設の統一化を図るもので、「60歳以上」をいわゆる高齢者の範囲であると定めています。単価については第1体育室4,800円を6,200円に、第2体育室650円を950円に、第3体育室800円を1,200円に、第1武道場700円を1,000円に、第2武道場700円を1,000円に、弓道場1,000円を1,400円に改めます。こちらは団体でご使用いただく場合の貸し切り料金です。「個人使用（2時間単位）」でご使用される場合は、トレーニングルームその他の部屋については現行300円を400円に、「中学生以下60歳以上」は100円から200円に改めます。プールはコースのレーンの貸し切りと個人使用がありまして、それぞれ1,300円を1,500円に改めます。プールの個人使用については現行400円並びに「中学生以下65歳以上」は200円ですが、再算定した結果、単価が下がったため、350円及び150円に改めます。全庁的な一律のルールに従った計算式により算出した単価はその額を尊重することになっているため、単価が下がる場合もあります。同様に、第1会議室、第2会議室、研修室も下がっています。

続いて、「東久留米市立生涯学習センター条例の新旧対照表」をご覧ください。改正案ではホールが100円増加するのに比べ、その他は全て50円単位ではありますが単価は下がっています。こちらも全庁的な一律のルールに従った計算式に基づくもので、単価が下がった場合はそちらを尊重するものです。

今後は「利用者の経済的負担の配慮及び地域社会に貢献するような公共性の高い活動には配慮を加えなさい」という方針の下、減免基準を定めていきます。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○名取委員 減免基準をつくることについて伺います。内容については実際の使用料と兼ね合わせてかなり大事な点だと思いますが、条例に盛り込まれるのか、または規則等でつくられるのですか。また、既に案があるのか、これから検討するのかについても伺います。

○山下生涯学習課長 減免に係る規定は、条例の施行規則の中で市内の全施設と統一した内容で規定されることとなります。例えば、市が主催あるいは指定管理者が導入されている施設については指定管理者が主催する場合は免除になる、または、福祉関係団体・老人・母子・児童福祉等各法令に基づく活動を行っている団体の場合は減額となるものです。さらに、その規定を具体化するために基準を設け、公共性の高い活動を行っている団体などに対する「免除」「減額」といった具体的な内容を盛り込んでいく考えです。

○林総務課長 ただ今の説明の補足になりますが、この条例が11月から始まる第4回市議会

定例会において可決された後に教育委員会の規則を教育委員会にお諮りしていきませんが、そこで、「教育委員会が特に認める場合」という規定が入ってきます。認める場合の基準については、別途、教育委員会として決裁を行い、その基準に則り運用していくこととなります。なお、基準は条例規則等の形式ではなく、一般文書になります。

○**矢部第一職務代理者** 「減免」については市民も高い関心をお持ちで、あり方検討委員会の時にも話題になっていると思います。減免についてはどのように改められるのかについては、議会でも関心を持たれているのでしょうか。条例改正後に施行規則を改正するというのですが、その時になって「思っていたのと違う」ということで請願が出されることはありませんか。その辺りの見通しはどうなっていますか。

○**林総務課長** 議会にこの条例案を示した段階で、「具体的な減免基準はどうなっているのか」という話は当然出てくると思います。その時点で資料を出すこととなります。教育委員会で具体的に減免の内容を決めるのは先になります、議会の審議の中ではそういった話まで及ぶものと考えています。

○**松本第二職務代理者** 先に減免の内容も資料として出しておいたらどうですか。資料要求が出てから提出するよりも、先に見ておいてもらったほうが納得してもらいやすいと思います。

○**林総務課長** 議会に対しては議案説明会も行われますので、その時点でこういった資料を用意してほしいという話が出てくると思います。現時点では資料については決まってはいませんが、教育委員会の考え方については財務部に資料を提供しています。

○**尾関委員長** 今回の改定では、特に、運動広場とゲートボール場の有料化を図るということですが、この意図について伺います。

○**山下生涯学習課長** 公共施設使用料の見直しをするに当たり、1年前の8月に、市民の方を交えた使用料のあり方検討委員会により報告書が提出されています。そこでの市民のご意見は、「運動広場やゲートボール場については無料であるという理由が見つけづらい」というものです。このご意見は尊重すべきものであり、有料化の方向で考えるべきであると報告書に示されており、教育委員会としても尊重しました。

○**尾関委員長** 市民からのご意見で有料化の方向が示されたということですね。

指定管理者との関係ですが、スポーツセンターなどの指定管理者が入っている施設については、当然、料金が上がることについては了解されているのですか。

○**山下生涯学習課長** スポーツセンター並びに生涯学習センターの指定管理者へは、事前にこの案についての説明をしています。指定管理者の場合は「条例で定まった使用料を上限として指定管理者としての料金を設定できる」という規定があり、条例で定める一番高い金額で設定しています。

○**名取委員** スポーツセンターの「個人使用」のところですが、「65歳以上」を「60歳以上」に変更した理由について伺います。

○**山下生涯学習課長** 高齢者の定義には一定のものはありません。例えば、市内の高齢者福祉施設では「60歳以上」を高齢者と定義し、利用していただいています。今回は全市的に「60歳以上」で統一しています。

○**名取委員** 「寝たきりにならないように運動することを推進する」という、予防的な観点からではないのですか。

○**山下生涯学習課長** 委員の言われる目的も当然あります。設置目的によっては健康増進や介

護予防等の位置づけにはなっていない施設もありますが、理念としてはそういう目的を持っています。

○尾関委員長 これでは質疑を終了します。これより討論に入ります。委員の中で特に意見交換しておくことはありますか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これより採決に入ります。「議案第63号 東久留米市立小中学校施設使用条例、東久留米市立市民体育施設条例、東久留米市スポーツセンター条例及び東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第63号は承認することに決しました。

◎諸報告

○尾関委員長 日程第4、諸報告に入ります。「①平成25年第3回市議会定例会について」から説明をお願いします。

○東教育長職務代理者 平成25年第3回市議会定例会について報告します。前回、10月1日に開催した第10回定例会では委員長及び職務代理者選挙を行い、補正予算などの報告を行いました。その前は9月3日に第9回定例会員会を開催しています。この間、約1カ月半の間に市議会第3回定例会と閉会中の継続審査である平成24年度決算審査が行われています。

これらについて資料に沿って報告します。日程表をご覧ください。右上に「差し替え」となっていますが、9月3日の教育委員会定例会でお配りしたのから変更になっています。変更点ですが、9月13日の予算特別委員会の審議が終わらず17日に延会となり、一日延びたためです。それとの関係で17日に予算特別委員会が入っています。そのため、当初の予定では19日(木曜日)に「本会議第6日」とありましたが、こちらも一日延びて9月20日が「本会議第7日」となりました。

続いて、「平成25年第3回定例会会議結果」をご覧ください。議案の第56号と第57号はそれぞれ教育委員会委員の任命についてです。こちらは名取新委員と矢部委員の再任に係る議案で、全会一致で同意されています。これは9月3日に既に報告しています。「議案第61号 平成25年度東久留米市一般会計補正予算(第4号)」の審議結果は修正可決、「議案第65号 平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定について」は継続審査とあります。当初、10月9日から11日までの審査予定でしたがこちらも一日延び、10月15日まで審査されています。

「意見書案」をご覧ください。「第31号 特別教室へのエアコン設置について」は原案可決となっています。「意見書」は地方自治法第99条に規定されたもので、市民生活に大きくかわることについて国や都などへ意見書として提出するものですが、第31号は東京都に対して提出されます。この内容も9月3日の教育委員会定例会でお配りしています。

続いて、「決議案」をご覧ください。「決議案第6号 教育行政に対し無責任な東久留米市長馬場一彦君に陳謝を求める決議」は原案可決となっています。

続いて、「請願」をご覧ください。「第74号 学校から「いじめ」をなくすために多種多様な懇談会・シンポジウム・講演会などを開くことを求める請願」は不採択となっています。この内容も9月3日の教育委員会定例会でお配りしています。

また、議案第65号から第69号までの「平成24年度決算の認定について」が追加議案とな

ります。9月市議会の閉会中の継続審査として、決算特別委員会で審査されます。

次のページの「議案第61号 平成25年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正案」をご覧ください。これは予算特別委員会に付託され、修正可決となりました。内容は民生費の児童福祉費の保育に係るものです。裏面に修正案が載っていますが、民生費、児童福祉総務費、保育課における認可外保育施設保護者助成金448万2,000円を減額するものです。教育費の総務課、指導課、図書館に関する補正予算は修正なく認められています。

続いて、「一般質問答弁概要」をご覧ください。一般質問の要旨は既に前回の定例会でお配りしています。この資料は後ほどご確認願います。

続いて、「平成25年第3回定例会緊急質問届け出順及び内容」をご覧ください。一般質問終了後に市議会会議規則に基づき、緊急質問が行われました。最終日の9月20日、本会議第7日に、教育委員の任命についての緊急質問が7人の議員から行われました。質疑の内容については、先ほどご覧いただいた「決議案第6号 教育行政に対して無責任な東久留米市長馬場一彦君に陳謝を求める決議」の裏面に集約されていますので読み上げます。「8月1日より教育長が不在となった。市民・教育現場での不安が高まっている。今回、第3回定例会においても教育長を前提とした教育委員会委員任命の議案の提出はなかった。唯一の任命権者である市長が、教育長を前提とした教育委員の任命について、「私の任期中の任命は見送ることとする」と断言したことは、極めて不適切であり、「任命について努力をする」という発言とは矛盾している。しかしながら、再三の議会の指摘にもかかわらず、発言を訂正することはなかった。任命権を放棄し、市長としての責任を果たせていないことについての陳謝が、正式になされていないことは、議会として看過できない。地方公共団体の長として、このような行為はあまりに不適切であり、教育行政の課題が山積する中、教育行政に携わる方々をはじめ、市民や関係保護者等に対して極めて無責任である。よって、東久留米市議会は、東久留米市長馬場一彦君に対し、議会において陳謝を求めるものである。以上、決議する。」というものです。この内容について緊急質問が行われ、最後にこの決議書が出され原案可決となっています。そのほか、資料として、市長名で決算特別委員会委員長宛てに出した文書及び同委員会委員長からの要望に対する回答書、さらに関係するプレス記事などを添付しています。

10月9日からは決算特別委員会が始まりましたが、やはり、市長発言をめぐり紛糾しています。初日の各会派からの総括代表質問において、最初に質問した自民クラブの答弁に関連して紛糾しました。その内容についてはプレス記事をご覧ください。翌10日には市長が職員の退席を促すなどして、空転が続きました。10日付で市長から決算特別委員長宛ての要望書が出され、同日付の回答が出されています。その後、決算審査は11日に再開されました。総括代表質問の続きが行われ、公明党、日本共産党、市議会民主党が行い、その後、款別の審査が行われました。午後11時までで第7款の審査が終わりましたが、第10款の教育費の審査については15日（火曜日）に延びています。11人で構成される決算特別委員会ですが、結果は平成24年度一般会計決算の認定は委員長を除いて賛成1、反対9という結果でした。他の特別会計については委員会の中では承認されております。こちらは11月に予定されている第4回市議会の本会議において採決が行われる予定です。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○松本第二職務代理者 関根議員の一般質問に「がん教育について」とありますが、答弁概要に補足してもう少し詳しく伺います。

○加納指導室長 現在、「がん教育」に特化したものは行っていません。中学校の保健の中などの「感染症」の項目の中で行っていると答えています。また、「がん教育」を推進していこうという動きが文部科学省にありますので、そうした状況を見ながら市としての対応をとっていききたいとも答えています。

○松本第二職務代理者 国や都からモデル校の指定という話があれば、積極的に手を挙げていただきたいと思います。

決算が決算特別委員会で否決された後はどうなるのですか。

○東教育長職務代理者 平成24年度当初予算がそもそも4回否決され、最終的には、12月市議会で市長の専決処分により成立した予算であったという理由なども述べられていました。それで多くの議員が反対という立場をとられたと思われれます。正式な討論は本会議の中で各会派により行われますが、決算審査に関しては承認されなくても決算自体は有効になります。

○矢部第一職務代理者 いじめに関する請願について伺います。結果は不採択になりましたが、法令が整備され、その後、少し遅れて国から自治体には第三者委員会の設置に向けてなどの話があったと思います。現時点で、東京都から通知などは来ていないのですか。

○加納指導室長 東京都からはまだ来ていませんが、文部科学省からは準備をするようにという通知が来ています。市としましては、東京都からの通知や他区市の状況も見ながら対応を考えていきたいと思っています。

○矢部第一職務代理者 対応が遅れることのないようにお願いします。

○尾関委員長 この件は以上でとどめます。続いて、「②『平成24年度決算参考資料』及び『東久留米市の財政分析について～平成24年度決算で見る現状と課題』について」、さらに「③平成26年度予算編成について」の説明を続けてお願いします。

○林総務課長 先ず「平成24年度決算参考資料」5ページの「2. 決算収支」をご覧ください。「(3) 実質収支」は6億2,671万5,000円で黒字決算でした。9ページの「歳入内訳」をご覧ください。東久留米市の場合は歳入の中で一般財源と言われるものが56.9%を占めています。一番大きなものは市税の43.5%になります。特定財源は43.1%の構成比となっており、多くは国庫支出金と都支出金になります。この中に使用料が含まれますが、26市中第17位という状況です。12ページの「4. 目的別歳出」をご覧ください。教育費が平成24年度歳出総額に占める構成比は10.7%で、前年よりも若干減っています。(7)が説明になっていますのでご参照願います。29ページの「市民一人当たりの歳入総額」をご覧ください。本市は17位ですが、市民一人当たりの歳入は26位という最下位の状況です。31ページの「使用料」「手数料」をご覧ください。26市中、使用料は17位、手数料は26位の最下位でした。以上、本市は非常に歳入基盤が弱いことが分ります。

続いて、資料の「東久留米市の財政分析～平成24年度決算で見る現状と課題」をご覧ください。3ページにグラフがありますが、この人口の折れ線グラフと扶助費の折れ線グラフからも、人件費は縮減されているものの扶助費が毎年増加の傾向にあることが分ります。こういった要因もあり、市の財政状況は非常に厳しくなっています。

続いて、資料の「平成26年度予算編成について」をご覧ください。この方針は去る9月24日に庁議で決定され、翌25日には職員を集めて予算編成説明会が行われました。その中でも市長から発言がありましたが、例年になく厳しい予算編成になっているところから、4月にも通達が出ていますが、「毎年、予算編成の段階では十数億円の財源不足という話がある中で、

決算を迎えると黒字になっている。議会からも編成時の精査についての指摘がある。平成25年度の予算を執行しているが十分注意をしながら執行してもらいたい。平成24年度決算数値も踏まえ、平成26年度の予算編成に入ってほしい」ということです。

なお、3ページの下に「平成26年度予算編成に向けた重点施策」として、「行財政改革の推進」「生活の安全・安心の向上」「子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」という3点の重点施策の方針が示されています。

○尾関委員長 重点施策に「子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」も入っていますので、教育委員会としてもそういう観点からきちんと予算要求したいと思います。この件は以上でとどめます。続いて、「④『教育目標・基本方針』及び『平成26年度（平成25年度分）点検評価報告書』について」及び「⑤『東久留米市教育振興基本計画』について」の説明をお願いします。

○東教育長職務代理者 私からは「教育目標・基本方針」及び「平成26年度（平成25年度分）点検評価報告書」について説明します。今年度も教育目標・基本方針、及び平成26年度（25年度分）の点検評価報告書の策定期間になりました。点検評価報告書については今年度分を8月に承認いただいて議会に報告したばかりですが、昨年度から当該年度中に作業を進めることになりましたので、年内から作業に入りたいと思います。8月以降、事務局ではより報告書の評価の精度を高めるために新しいフォーマットを検討してきましたが、結論から申し上げますと、平成26年度（25年度分）の点検評価報告書においては、今年度に変更した形式をこのまま生かさせていただきたいと考えています。理由は「今年度の形式が分かりやすい」「写真が入っていて良い」「文章と記号の表示があって分かりやすい」などと、おおむね良い評価をいただいていること、また、「評価」や「今後の方向」の記号表記をもう少し定着させたいということによるものです。なお、記述部分にはこれまでも参加者数や会議の回数等の実績数値を載せていますが、数値で示せるところをさらに加えていきたいと思っています。次回の定例会以降、できたところから報告させていただきます。点検評価報告書については以上です。

続いて、「教育目標・基本方針」について説明します。次回の定例会から具体的な協議に入らせていただくため、こちらについても本日以降、各所管が内容の修正に入らせていただきます。右欄の平成25年度の教育目標をもとに左欄に修正を加えていくことになります。今後の策定スケジュールですが、各学校が26年度の学校の教育目標を策定するため遅くとも2月5日に予定されている校長会で報告する必要があります。ついては、来年1月の定例会には議案上程させていただく予定です。時間がないうちで作業を進めていくこととなりますが、よろしくをお願いします。

この教育目標・基本方針について、本日の会議でご了承いただきたい点は何点かあります。1点目は「年度」の問題です。昨年度、一昨年度、それ以前から毎年話題になっていたということですが、「教育目標の年度はとるべきではないか」という問題です。後ほど教育振興基本計画の説明も行いますが、昨年から今年にかけて25年度の教育目標を定例会等で議論している中、「教育振興基本計画の策定に合わせて教育目標の年度をとり、恒久化する必要があるのではないか」という意見が出ていました。このことについては、教育振興基本計画の懇談会においても触れられています。今年の4月に開催した第2回教育委員協議会において、教育振興基本計画の策定状況について報告する際、2月に開催した懇談会の会議録を資料として出しています。その一部を紹介しますと、座長から、「今後10年間を見通す計画とありながら、教育目標は25年度となっている。毎年度新たな教育目標が出てくるのは違和感がある」との指摘があり、これについて、当時の教育部長は、「今後、教育委員会で決定していくことになるが、教育振興基本計画

策定後は年度をとり、ある程度恒久的なものとしたい」と答えています。教育長が不在という状況ではありますが、年度の問題については前教育長がいる時点から話題となっており、年度をとるということで教育委員の間でも承認されていると判断させていただき、26年度からは年度をとりたいと考えています。この年度の扱いがまず1点目です。

2点目は「基本方針」の内容、順序、年度の問題です。基本方針の内容については、教育振興基本計画の項目に合わせることも考えられますが、26年4月からの施行が確定しているわけではないため26年度は大きく変えず、基本方針は原則25年度の見直しとしたいと考えています。「順序」については教育振興基本計画の策定に合わせ、最初に、人権に関する内容を移すということで25年度の教育目標を検討する時にほぼ決定していますが、そういうことでよろしいでしょうかということです。具体的には「人権尊重及び社会貢献の精神の育成」「健やかな心と体の育成」「確かな学力の育成」「生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進」の順での入れ替えを考えています。「年度」については内容とかわりますが、原則こちらは毎年見直しを行うとすれば、年度は付けたいと考えています。

3点目は、基本方針を構成している「施策の方向」の内容についてです。「施策の方向」はこれまで、当該年度の大きな事業や基本方針よりもさらに具体的な方針や理念などを取り上げてきました。この「施策の方向」については教育目標の年度がとれたとしても、基本方針同様に、毎年度見直しの対象にさせていただければと考えています。教育振興基本計画がある程度のスパンを持っていますので、この「基本方針」と「施策の方向」については結果的に変更がなくても、今後もこの時期に見直しをかけたいという考えです。大きな変更が必要であれば教育長が就任後に行うこととなりますが、以上申し上げた3点についてはこれまでも話題になってきたことですので、ご了承いただければと思っています。

なお、本日の午後、市の教育に関する課題や施策について説明させていただくために教育委員の皆様にお集まりいただきますが、このことについても補足説明させていただきます。

○尾関委員長 委員には本日の午後もお集まりいただきますが、この場で伺っておくことやご意見がありましたらお願いします。

○松本第二職務代理者 教育目標の「年度」の問題については前々から議論してきていますので、部長が言われたな形で進めて良いと思います。

○矢部第一職務代理者 このことを検討するに当たっては、これまでも他区市のさまざまな資料を見て分析してきました。年度があるところとないところ、目標だけに年度がついていて基本方針にはなかったりなど、それぞれという結果でした。今回は教育振興基本計画との関係性が重要になってきていると思います。本市の場合、26年度から教育振興基本計画が施行できるかどうかとが不透明である現状では、部長が提案されたとおりに進めていくのが良いと思います。しかし、教育振興基本計画の策定後を踏まえての見通しをきちんと考えていたほうが良いので、後ほどの勉強会で、今後、協議会などを設けるなどして議論していくことなどを話しあいたいと思います。26年度の教育目標、基本計画の見直しに当たってはご提案のとおりで結構です。

○尾関委員長 名取委員はこの間の議論はご存じないわけですが、現時点ではこういうことで進めてよろしいですか。

○名取委員 結構です。

○矢部第一職務代理者 今後、教育目標・基本方針を見直すに当たっては、点検評価との関係

についても議論しておくことが必要だと思います。他区市の点検評価報告書を見ると、本市のように全事務事業を評価対象とせず、毎年度、重点項目を設けてそれを評価対象としているところがあります。本市の場合、26年度はご提案の進め方で良いと思いますが、27年度以降に重点項目を設けてそれを評価対象とすることになった場合、その時点では間に合いません。例えば、27年度に26年度の振り返りを行うのですから、時期的にもちょうど教育目標と基本方針を見直す時に合わせて重点項目を決めることになると思います。

ついては、提案になりますが、毎年度この時期に「基本方針」と「施策の方向」を見直す時に合わせて、「翌年度は重点目標を設定して評価対象とするのか、しないのか」を確認していくべきだと思います。そうしていかないと、いつまでたっても重点項目を選んで評価していくという形式を選択できません。どちらの方向がその時の状況にふさわしいのか、また、事務局が進めやすいのかなどの情報を適宜もらいながら議論していきたいと思います。

○東教育長職務代理者 教育委員の皆様と協議しながら、どういったものが一番市民に分かりやすい内容になるのか、相談しながら進めさせていただきます。

○尾関委員長 矢部委員からは貴重なご提案をいただきました。今後の参考にさせていただきます。それでは教育委員会として、部長からご提案のあった件については了承しました。この件は以上でとどめます。次の説明をお願いします。

○林総務課長 資料の「東久留米市教育振興基本計画（素案）」をご覧ください。この素案は8月に行った懇談会と9月の教育委員会定例会でのご意見等を踏まえ、新たに内容を加えたものです。主な変更点は頭のページにも幾つか示しています。16ページ下の「3. いじめと不登校等への対応の充実」の【現状と課題】は全文の修正を行いました。19ページの表3は新たに数値を入れたものを掲載しました。24ページの「4. 言語活動の充実、読書活動の推進」の【方向性】には「学校司書の配置の拡充を図る等」を加えました。26ページ下の「情報モラル教育の推進」も文章を入れ替えました。39ページの「図書館、事業の充実」は懇談会委員の意見も踏まえ文章を修正し、45ページの国体に関する文章の一部も修正しました。

今後は、この素案についてご意見をいただいた上で、パブリックコメントの手続きに入ります。パブリックコメントについては11月下旬から12月中旬にかけて実施していきたいと考えています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 内容については前回の素案に懇談会の内容が加わっているということなので、改めてもう一度見させていただきます。

報告書のまとめ方ですが、他区市を見ても教育目標や基本方針に準じてつくられているところが多いようで、それとの大きな違いや目新しさをどう盛り込んでいくかは難しいと思っています。この計画が教育目標等や点検評価報告書とほとんど内容に違いがないという印象をもたれることは残念なので、力を入れているという姿勢がより明確に伝わるような工夫がほしいと思いました。東京都の教育ビジョンは本体の報告書のほかに視覚的に訴える概要版を出しています。イメージとしては、指導室が毎年度当初に出している指導室事業が分かりやすいと思います。「本市の教育委員会が5年なり10年なりに何をやっていきたいのか」が一目で分かるものがあると良いと思いました。

また、他区市の例では、教育振興基本計画と毎年の基本方針とのリンクが一目で分かるよ

うになっているものもありました。文章中の項目がどことリンクしているのかが分かるように、表を設けている市もあります。そういうものがあると中長期の計画の中の単年度がどこに当たるのかが分かりやすくなると思います。

なお、前回の8月20日の懇談会の概要の資料同様に、第2回の議事録もお配りいただければと思いますのでよろしくお願いします。

○尾関委員長 計画ができた場合には市民に分かりやすい、コンパクトな簡易版を示す必要があるだろうということです。それは実現していきたいと思います。なお、教育長が不在ではありますが、パブリックコメントについては進めてください。この件は以上でとどめます。続いて何かありますか。

○東教育長職務代理者 私からは「平成25年度一般会計（教育部）の補正予算（案）について」、生涯学習課主幹からは「スポーツ祭東京2013の山岳競技について」報告します。

第10回定例会で承認された「議案第62号 平成25年度一般会計（教育部）11月補正予算」の内容ですが、今月22日に開催される理事者調整で変更になる可能性があります。具体的には学務課と図書館の補正が11月補正予算では取り下げとなり、3月補正予算に回る見込みとなりました。正式には次回の第11回教育委員会定例会で改めて議案として報告しますが、この前に承認いただいた議案に一部変更が出る可能性があるということで、事前に報告させていただきました。

○傅生涯学習課主幹（国体担当） 先日行われた国体については、今後、事務局が正式な記録としての報告書を編さんしていきますが、速報として報告させていただきます。日程は今月10月4日から10月6日までの3日間で、スポーツセンターにおいて行われました。途中2日目は雨に降られ競技日程がやや遅れましたが、全体としては影響がありませんでした。来場者数は3日間で延べ8,000人にも及び大変にぎわった会場となり、最終日には満員となりました。資料の写真下段2枚は外と中の様子ですが、席は満席、立ち見が相当出たという状況でした。競技の結果は男女総合、女子総合ともに東京都が獲得しました。天皇杯は東京都と埼玉県が同率の1位となり、大変立派な成績をおさめていただきました。

写真の上段左側は天皇杯総合優勝を東京都と埼玉県が分け合っている絵、右側は本市出身の小暮花選手（大門中卒業生）が登っているところです。彼女が出場した少年女子のカテゴリではリードで全国で2位、ボルダリングで全国3位と、両種目とも表彰台の上に上がって表彰されるという快挙をなし遂げられました。

学校観戦ですが、各校の校長先生や先生方、さらに指導主事の先生方のご協力によりスムーズに行うことができ、800人の子どもたちが観戦することができました。

また、競技中、選手に幾つかのけがはあったもののいずれも軽傷で、大きな事故や事件等はなく、つつがなく終わることができました。教育委員の皆様のご理解とご協力、全ての団体の皆さんのおかげで大会としては大成功に終わったと思っています。ありがとうございました。

○尾関委員長 雨にもかかわらず予想外の来場者数だったと思います。これも関係者のご努力であり、教育委員会としても非常に感謝したいと思います。

そのほか、委員から何かありますか。

○矢部第一職務代理者 私からは、東京都市町村教育委員会連合会の管外視察研修会について報告します。10月11日の金曜日に研修が実施されました。東久留米市は今年度2年引き

続いて常任理事になっており、研修推進委員会の委員を兼ねています。「グローバル・インディアン・インターナショナルスクール東京校」と「パナソニックセンター東京」の2箇所に行ってきました。参加者は90人ほどで、バス3台に分乗して行きました。

「グローバル・インディアン・インターナショナルスクール東京校」は、今、注目を集めているインドの教育スタイルを日本で実施する学校で、シンガポールに本校があります。全世界20カ国に学校があり、東京校は生徒数が291人おり、6割程度がインド、残りが日本、ネパール、タイ、韓国、パキスタン、カナダ、サウジアラビア、バングラデシュなどなど、さまざまな国のお子さんです。小学校と中学校までの部が一つのビルを使っており、幼稚園部は別のビルにあります。小学校と中学校の部は商業施設の中にあり、駅から近く便利なところにあります。校庭がないため、体育は地元の学校グラウンドを借り、運動会などは小学校を借りて行っているそうです。カリキュラムは母国語を英語とした教育で、第2外国語としての日本語、その他の外国語を履修していました。高校になるとシンガポールの本校に行く方、他国に留学する方などが多いということですが、進学先として日本の高等教育を受ける方は少ないそうです。授業では生徒の勉強に対する意欲も非常に感じられるものでした。英語のやり取りを聞いていると、インドのなまりを非常に強く感じますが、日本人にとっては逆に聞き取りやすいようで、日本人の生徒も積極的に授業に参加していました。

続いて、パナソニックセンターに行きました。こちらは「リスープア」という、子どもたちにもっと理数教育に関心を持ってもらいたいという願いの下に、パナソニックがつくった施設です。一般のパナソニックの商品を紹介するコーナーも1階にありますが、2階と3階は理数に関する体験型の施設になっていて、主に小学生の社会科見学などに使われているそうです。私たちもタブレットを渡されて答えを入力していくなどの体験をしましたが、子どもたちならばとても楽しく勉強できるだろうという感想を持ちました。しかし、ここまでバスを仕立てて学習に行くとなるとその費用もかかりますので、本市の学校で社会見学の一部に入れられるかどうかは難しいとは思いますが、こういう施設があることは子どもたちにも教えて、PTAなどの活動にも使ってもらいたいという感想を持ちました。以上が11日の研修についてです。

この後、来週23日には同じく連合会の中の東久留米市が所属している第3ブロックの研修会が開催されます。今年は東村山市が幹事市で、内容は国立ハンセン病資料館の見学と講話になります。次回の定例会で報告します。

○尾関委員長 矢部委員、ありがとうございました。さて、本日の午後に、教育委員の自主的な勉強会を開催します。点検評価報告書の中でも「教育委員は積極的に情報収集を行っている」と書いていますので、これまで以上に情報収集及び勉強会をきちんとやっていきたいと思っています。

◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で平成25年第7回教育委員会臨時会を閉会します。

(午前11時35分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年10月18日

委員長 尾 関 謙一郎 (自 書)

署名委員 松 本 誠 一 (自 書)